［略］	［略］	［略］	
第六十条第三項第九号の二	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者	第一号厚生年金被保険者期間、国民年金の被保険者期間（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間を除く。）又は合算対象期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

2　［略］

［同上］	［同上］	［同上］	
第六十条第三項第九号の二	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者	第一号厚生年金被保険者期間、第三十条の二第二項第三号に規定する国民年金の被保険者期間又は合算対象期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

2　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○文部科学省令第九号

国立大学法人法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十八号）の施行に伴い、並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第十一条第六項、第二十一条の九第二項、第二十三条、第三十三条の四第一項、第二項第五号、第三項、第四項第三号及び第五号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）並びに第五項、同法第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第二項、第三十九条第一項及び第五十条並びに国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十七条の規定に基づき、国立大学法人法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

文部科学大臣　盛山　正仁

国立大学法人法施行規則等の一部を改正する省令

（国立大学法人法施行規則の一部改正）

第一条　国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。